

## 学校法人昌賢学園

### 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全教職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年12月1日～令和5年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1（職業生活に関する機会の提供に関する目標）

管理職に占める女性の割合を5%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- 令和2年12月～ 女性部下を持つ管理職は、当該教職員の個別の育成計画を策定し、当該教職員及び人事係と共有する。
- 令和3年4月～ 女性管理職を1名登用する。そのために、現在の人事評価について、女性にとって不利な昇進基準になっていないか、男女公正な評価基準になっているかを精査し、必要に応じて新しい評価基準を検討し、規定等の見直しを行う。それに伴い、組織の見直しを行う。
- 令和4年4月～ 新しい評価基準に基づく評価等を導入する。女性管理職をさらに1名登用する。

目標2（職業生活と家庭生活との両立に関する目標）

男性の育児休業取得率を10%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- 令和2年12月～ 全教職員に対して、学園の育児・介護休業等に関する規則が改定されたことを、研修や社内メール等で周知する。
- 令和3年4月～ 全管理職を対象として育児休業取得のための研修を行い、男性教職員が取得しやすい職場環境づくりを行う。男性の育児休業取得率5%を目指す。
- 令和4年4月～ 男性教職員がさらに育児休業を取得しやすくなるために、規定の見直しを行う。育児休業取得率10%を目指す。

令和2年4月1日現在

【採用した労働者に占める男性・女性労働者の割合】

(職種)	(男性)	(女性)
職員	50%	50%
教員	30%	70%

【男女別の育児休業取得率】

(職種)	(男性)	(女性)
職員	0%	100%
教員	0%	100%